

## [公益4] 大学連携、产学連携による教育支援等の振興及び推進

### 4-1 電子著作物相互利用の推進

#### <事業計画>

大学又は教員が作成した教育コンテンツの相互利用を推進・普及するため、本協会の電子著作物相互利用システムの参加呼びかけを強化する。また、教育の情報化の推進に関する著作権法改正に伴う課題として、著作権者の権利制限規定の見直しに伴う著作権法第32条、第35条の法解釈に関するガイドラインの策定、補償金請求権の対象範囲、徴収分配団体設立の見通し、補償金額の水準、教育機関における著作権に関する研修・普及啓発活動の在り方、契約により著作物等を利用する際の利用円滑化方策等について教育関係団体と権利者団体による当事者間協議が行われていることを踏まえて、協議の動向を注視しつつ検討経過を情報提供し、必要に応じて協力する。

#### <事業の実施結果>

「電子著作物相互利用委員会」を継続設置し、電子著作物相互利用システムの普及・推進への対応と著作権法の一部改正要望の実現に向けた事業を開展した。

#### 電子著作物相互利用事業委員会

平成30年1月20日に5名が出席して1回開催し、電子著作物相互利用システムの利用状況の確認と、文化庁文化審議会における著作権法改正対応の一環から「著作権分野におけるソフトローに関する調査研究」のアンケートに対応した。以下に委員会の活動状況を報告する。

##### (1) 電子著作物相互利用事業の参加呼びかけの対応

大学又は教員が作成した教育コンテンツの相互利用の普及を強化するため、9月に利用者の参加呼びかけを行い、これまで新たに7校増え、全体で103校の参加となっている。また、登録コンテンツも9件増え3,014件となった。

##### (2) 著作権法一部改正の国会提出

- ① 文化庁文化審議会は、平成29年4月に「法制・基本問題小委員会報告書」として新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等の報告書をとりまとめ、それを受けて著作権分科会としての議論を行い、同年4月に「著作権分科会報告書」をとりまとめた。その後、著作権課と法制局との間で立法準備が進められ、平成30年1月からの通常国会に向けて準備が進められ、同年2月23日の閣議了解を経て国会に提出した。改正法律案の詳細は、平成29年度事業報告の附属明細書【2-8】を参照されたい。
- ② 改正法律案の構成は、次頁の通り、著作権者の許諾を受ける行為の範囲を見直し、著作物の利活用をより円滑に行えるようにするため、四つの場面において著作権者の権利を制限する規定の整備としている。

教育関係では、反転授業や予習・復習用に教師が他人の著作物を用いて作成した教材を、ネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、補償金を支払うことにより、権利者の許諾なく著作物の利用ができるようとするとしている。法案施行期日は平成31年4月1日となっているが、補償金の徴収分配を一手に引き受ける指定管理団体が必要となるため、施行日から3年を超えない範囲で政令で定めることになっているが、平成30年の通常国会で審議されるかどうか、国会運営の動向が懸念されているところである。

# 著作権法の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにする。

## 著作権制度について

### <著作権の保護>

- ・他人の著作物(例:小説、論文、新聞、写真、美術、音楽、映画、コンピュータプログラム等)を利用※する場合、著作権者の許諾が必要。  
(※)権利が付与されている行為:コピー(複製)、ネットワークでの送信(公衆送信)、演奏、上映、譲渡、貸与 等

### <著作権の例外(「権利制限規定」)>

- ・法律で定める一定の場合※は、著作者の権利が制限され、許諾を得なくても自由に利用することが可能。  
(※)引用、報道のための利用、学校の授業での著作物のコピー、教科書への著作物の掲載、図書館での文献のコピー、インターネット情報検索のためのウェブサイトの情報のコピー等、様々な場合について規定が整備されている。

## 改正の概要

### ①デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

(第30条の4、第47条の4、第47条の5等関係)

- ・著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等※のための著作物の利用について、許諾なく行えるようにする。
- ・イノベーションの創出を促進するため、情報通信技術の進展に伴い将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、ある程度抽象的に定めた規定を整備する。  
(※) 例えば現在許諾が必要な可能性がある以下のような行為が、無許諾で利用可能となる。
  - 所在検索サービス(例:書籍情報の検索)  
→著作物の所在(書籍に関する各種情報)を検索し、その結果と共に著作物の一部分を表示する。
  - 情報解析サービス(例:論文の盗用の検証)  
→大量の論文データを収集し、学生の論文と照合して盗用がないかチェックし、盗用箇所の原典の一部分を表示する。

### ②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備(第35条等関係)

- ・ICTの活用により教育の質の向上等を図るため、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、許諾なく行えるようにする。  
〔【現 在】利用の都度、個々の権利者の許諾とライセンス料の支払が必要  
【改正後】ワンストップの補償金支払のみ(権利者の許諾不要)〕

### ③障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備(第37条関係)

- ・マラケシュ条約※の締結に向けて、現在視覚障害者等が対象となっている規定を見直し、肢体不自由等により書籍を持てない者のために録音図書の作成等を許諾なく行えるようにする。  
(※)視覚障害者や判読に障害のある者の著作物の利用機会を促進するための条約  
〔【現 在】視覚障害者や発達障害等で著作物を視覚的に認識できない者が対象  
【改正後】肢体不自由等を含め、障害によって書籍を読むことが困難な者が広く対象〕

### ④アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

(第31条、第47条、第67条等関係)

- ・美術館等の展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成し、タブレット端末等で閲覧可能にすること等を許諾なく行えるようにする。  
〔【現 在】小冊子(紙媒体)への掲載は許諾不要。タブレット等(デジタル媒体)での利用は許諾が必要。  
【改正後】小冊子、タブレット等のいずれも場合も許諾不要。〕
- ・国及び地方公共団体等が裁判制度※を利用する際、補償金の供託を不要とする。  
(※)著作権者不明等の場合において、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することで、著作物を利用することができる制度  
〔【現 在】裁判制度により著作物等を利用する場合、事前に補償金の供託が必要  
【改正後】国及び地方公共団体等については、補償金の供託は不要(権利者が現れた後に補償金を支払う)〕
- ・国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付を許諾無く行えるようにする。

## 施行期日

平成31年1月1日

〔②については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において  
政令で定める日。〕

### (3) 著作権法改正に向けたソフトローへの対応

- ① 今後、「柔軟な権利制限規定」の導入に向けて立法準備が進められているが、新たな立法措置が適切に運用されるためには、ガイドライン等の「ソフトロー」の役割が重要と著作権分科会報告書で指摘されていることを受けて、ソフトロー策定の望ましい在り方を明らかにする必要があり、平成29年12月下旬から平成30年1月中旬を期限に「著作権分野におけるソフトローに関する調査研究」のアンケート調査が、公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所に委託され実施された。
- ② 柔軟な権利制限規定等の運用にあたり、「ソフトロー」が社会的に機能するためにはどのような取り組みが必要なのかを明らかにすることを目標に、日本におけるガイドライン等既存のソフトローの状況を正確に把握する一環として、ソフトローの具体的な事例の収集、その策定過程や運用状況等のアンケートが、50数機関の権利者団体と大学機関(本協会と大学eラーニング協議会)の2機関に協力要請が行われた。
- ③ そこで、本協会としては電子著作物相互利用事業委員会を平成30年1月20日に開催して、本協会の電子著作物相互利用事業の「電子著作物権利処理代行契約書」の策定プロセス、運用実績、今後のソフトローへの公的機関の期待及び関与の理由などについて回答した。また、今後考えられる柔軟な権利制限規定の導入に向けたソフトローでとりあげるべき視点を『「柔軟な権利制限規定」の導入に向けたソフトローに関する意見』としてとりまとめた。
- ④ 意見の内容は、一つは、著作権法の解釈に関するガイドライン等の策定として、補償金制度導入による異時授業公衆送信等による授業の対象、使用の範囲・形態・内容・期間などの具体化を図ること、権利制限規定の適用対象外となるケースの明確化などとした。二つは、権利者と利用者の利益バランスを維持していくため、教育機関における著作権法の理解を普及啓発するガイドラインの策定を掲げ、文化庁による教育機関向けの著作権法の解説書の作成・公開、著作権法に関する教職員の研修支援システムの構築、Webサイト上で普及啓発活動に関する実施状況の相互公表、教授会・職員会議などでの研修会の実施及び文化庁が作成した著作権法解説サイトを用いたeラーニングの実施などとした。

意見の詳細は、巻末の平成29年度事業報告の附属明細書【2-8】に掲載したので参考されたい。